

令和2年度 第1回瑞浪市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■日時 令和2年4月30日(木) 午後1時00分 開会
午後2時30分 閉会

■場所 瑞浪市役所 2階大会議室

■進行

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の見直しについて・・・・・・・・資料1

3 その他

■参加者

出席委員

田中 定 委員 加藤 栄子 委員 林 勇人 委員 古積 晃 委員
塚本 哲也 委員 猪野 英俊 委員 小倉 徹 委員 大島 貴文 委員
中山紀代美 委員

欠席委員

西尾みのり 委員 水野 幹隆 委員 山下真十美 委員

■事務局

鈴木 創造 (経済部長) 工藤 将哉 (経済部次長兼環境課長)
山内 雅彦 (上下水道課長) 中村 恵嗣 (クリーンセンター所長)
吉田 敏明 (環境課課長補佐兼廃棄物対策係長)

◆開会 午後1時00分

1. 会長あいさつ

【会長】

皆さんこんにちは。大変な時期にお集まりいただき、ありがとうございます。

3月3日に瑞浪市一般廃棄物処理基本計画について答申させていただき、このような立派な計画書ができました。

また、前回の審議会において諮問を受けました廃棄物処理手数料について、今日から審議をお願いします。この件につきましては、事務局からの説明に基づいて、委員の皆様の

ご意見を出していただき、次回の審議会にその意見を反映させた見直し案を審議していただきます。大変短いスケジュールですが、その中で十分に委員の皆様にご意見を出していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2. 議事

【事務局】

議事に移らせていただきたいと思っております。議事の進行についてはできる限り短時間で進めてまいりたいと思っております。忌憚のない意見をいただきながらスムーズな進行にご協力をお願いします。それでは議事については、田中会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは私のほうで議事を進行させてもらいます。なお、今回この審議会につきまして、瑞浪市情報公開条例第6条に規定する、個人法人に関する情報を含む案件がないため、公開で行うことになっています。この会議の傍聴の申し出はございますか。

【事務局】

本日の審議会に関しまして、傍聴希望者はいないことを報告させていただきます。

【会長】

それでは議事1、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の見直しについて」（ごみ処理関係）の説明

【会長】

今、事務局より説明を受けましたが、可燃ごみの処理経費は、生活系ごみも事業系ごみも同じところで処理されるわけですね。そうするとこの数値はどのように算定していますか。また、処理量の単位はトンですか。

【事務局】

単位はトンで計算しております。可燃ごみの処理量は、直営収集と個人持込の2つが生活系の可燃ごみと判断しています。直営収集は、パッカー車で持ち込む量を言います。毎年7,000トン前後から年々減少しており、平成20年度に7,300トン以上あったものが、平成30年度は6,750トン程度と減ってきています。一方、個人持込は、平成20年度

には220トン程度にあったものが、平成30年度には446トンと増えていますが、直営収集はそれ以上に減っていることにより、生活系可燃ごみはトータルで微減傾向にあります。

次に、事業ごみですが、本市に一般廃棄物の収集運搬許可業者が本市にも4社ございます。その4社がクリーンセンターに持ち込む量と事業者が直接持ち込んでいる量は、わずかではありますが、し尿汚泥の持ち込む量となっております。その量につきまして、クリーンセンターで統計を出しておりますので、それを採用しております。

【会長】

消費税については、現在の手数料は5%であった時に算定しており、10%に上がった現在の状況についてどのように反映するべきか考える必要があります。

【委員】

消費税率もそうですが、現在のごみ袋の金額が現状に即しているか教えてほしいです。

【事務局】

生活系の可燃ごみと不燃ごみが平成18年度の改定時に、市民の負担率は約2割が望ましいとの答申を審議会よりいただいています。また、事業系のごみについては約3割、産業廃棄物については4割を負担いただくことが相当であるとされています。

平成26年度は焼却費全体に対して、ごみ袋の販売金額と個人が持ち込みした時の手数料の金額を足したもので割らせていただくと、平成26年度で17.36%の市民負担率となっております。同じ算定方法で、平成27年度は19.37%、平成28年度は20.35%、平成29年度は19.43%、平成30年度は19.61%という市民負担率となっており、可燃ごみについては、当時設定した20%の市民負担率のやや下まわっています。処理経費が1年間で約2億8千万円かかるうち、約5千万円を市民に負担していただいていることになります。

【会長】

2割負担の設定はいつでしたか。

【事務局】

平成18年度の有料化の際に、約2割の負担が良いとの答申をいただいています。

【委員】

今後、意見を出していくために、約2割で足りているのか、足らなくて約3割にした方がいいのか、教えてください。

【事務局】

他の東濃4市の市民負担率が大体25~30%であり、本市の約20%は平均より低くなって

います。また、6 ページの表の可燃ごみの大サイズのごみ袋で見てくださいと、一番安いところが恵那市の 0.66 円、土岐市が 0.87 円、中津川市と多治見市は 1.2 円で、本市が 0.8 円となっています。

値上げをした際でも、行政的な判断の中で他市よりも極端に上がってしまうことは避けたいです。このように近隣市と比較するうえで、あまり差異のない範囲内において改定を行うべきと考えています。

【委員】

近隣市に合わせるのもいいですが、それぞれ抱えている問題が違いますし、瑞浪市は高齢者が多いため 3 割負担は大きいのではないかと思います。

【委員】

クリーンセンターの建て替えも含めて、見直しを考えなければいけないと思いますし、埋立処分場もあとどのくらい持ち、新たに購入する土地のことも考えて、手数料を決めなくてはいけないと思います。

【事務局】

可燃物焼却施設については、本市としては令和 14 年度まで延命を図ることが決まっています。少しでも延命させるよう、現在、外装・内壁の大規模改修を行っているところです。

新たな可燃物焼却施設を設置する場合は、国からの補助金の交付基準として、広域化を図ることを条件としています。また、人口が 5 万人を超えていることが条件となっており、人口が 5 万人未満の本市は補助金の対象自治体とならず、東濃 5 市の中で唯一単独設置の際に補助金が出ない市になっています。

そのため、今後、可燃物焼却施設を建設するに当たり、国からの補助金の対象になるためには、広域化を図る検討をしなければいけません。他の東濃 4 市につきましても、各市の課題に挙げており、今年度から広域による設置に向けた調査研究を始めていく予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で現在は見合わせている状況です。

不燃物最終処分場については、稲津町の羽広地区で拡幅しながら使用しています。年間の処理量から換算しますと、令和 2 年 4 月現在で 35～36 年の残余期間となっています。なお、土岐市は残り 100 年ほど使用できる土地があり、不燃物最終処分場の広域での設置については、他市とのバランスが取れないため、今後の検討課題になると思います。

【委員】

負担が約 2 割とのことですが、専門的な方たちが言われるのであれば、負担割合を上げるのは仕方のないことだと思います。

【委員】

2割5分にするなど、市民の負担率を先に決めてから、ごみ袋の料金や持込手数料を決めていくことになりますか。

【事務局】

1年間に出るごみの総量を、ごみ袋や持込量で割るなどして、総量に対して約2割を市民が負担しているというのが現在の設定方法です。人口が減っていくのに対して固定経費が変わらなければと市民1人に対する行政負担は増えていきます。また、行政としては市民生活の根幹をなす部分については、必ず担保しなければいけないため、大規模改修など工事費についてはこの処理経費に入れていません。

なお、可燃ごみの処理に関する経常経費が毎年2億8千万程度と算出しておりますので、行政負担が増えれば、その他の市の財源が圧迫されていくことになります。

【委員】

前回の審議会で産業廃棄物の持ち込みの手数料が安いということを聞きましたが、産業廃棄物を民間の処理料金レベルまで上げて、生活系ごみを抑えることはできますか。

【事務局】

産業廃棄物の一年間の処理経費は事業系一般廃棄物を含めて約1億円、産業廃棄物の可燃ごみで700~800万円しかかかっていません。そのため、産業廃棄物の手数料を上げても、生活系ごみが安くできるレベルではありません。生活系の可燃ごみは1年間の処理経費が約2億8千万円であり、経費の桁が違うためそのような比較は難しいと思います。

一方、産業廃棄物の不燃ごみが増えているため、それを抑制してしないと36年間延命できるものが短くなることが想定されます。また、産業廃棄物は約4割を事業者負担する設定になっていましたが、実際は19%程度となっており、単純計算しても2倍以上にしても問題は無い状況となっています。なお、4割相当の手数料を事業者よりいただくにしても、現在の年間の手数料3千万円の倍に増やしても6千万円くらいにしかならないため、不燃物最終処分場の対応年数を考えるうえで大きな議題です。

【会長】

産業廃棄物の手数料を上げれば、生活系ごみの手数料は上げなくても済むと一般的な考え方にあると思います。全体的にどういう形に見直すか、生活系ごみの手数料と産業廃棄物の手数料をどう見直すのか、しっかり見据えないといけないかと思います。

【事務局】

平成18年度の答申で、生活系ごみが20%、事業系ごみが30%、産業廃棄物が40%の負

担率を基準に現在の手数料が決められています。実際に同じ割合を考えてもよいのか審議していただきたいです。

【委員】

産業廃棄物については、前回の審議会で話をさせてもらいましたが、各市町村の処理施設で産業廃棄物を受けているところが少ないため、今後も本市の処理施設で産業廃棄物を受けていくのか大きな審議になるかと考えます。受けるのであれば、民間の処理料金が上がってきているため、今の持ち込み手数料では持込量が減らないと思います。持込量を減らすのであれば手数料を上げた方がいいと考えます。生活系のごみに関しては、当初の2割負担が現状に即しているかどうかを審議する必要があります。

私の事業所も加茂エリアの生活系ごみの収集運搬業務を委託していますが、新型コロナウイルス関係で生活系のごみが増加しています。極力リサイクルできるものは資源ごみとして出されている方も多のですが、まだ可燃ごみの中に資源ごみが入っている状況があります。市民の方にごみの処理費用をごみ袋に掲示するなどして、ごみの分別や排出抑制を行っていただくと大きな影響があると思います。

また、不燃ごみは、引っ越しや買い替えなどで出るため、持込量は少ないと思うので、影響は少ないのではないかと思います。

面白い取り組みとして、市町村が集めたタンスや電化製品をリサイクル業者へ渡したり、中東や東南アジアなど輸出したりしている市町村もあるため、ごみを減らす施策として使えるかと思っています。

【委員】

先ほどの人口の推移で、瑞浪市は5年ごとに約2千人ずつ減少していくため、負担割合が増加していくことはやむを得ないかと思っています。そのため、一般廃棄物処理基本計画に基づき5年ごとに見直しを図っていくことになりますか。

【事務局】

社会情勢が変化していきますので、5年ごとの見直しを考えています。今まで12年間見直しがなかったため、一般廃棄物処理基本計画に基づいて見直しをする必要があります。

【委員】

大きな視野で見ますと、負担割合を抑えつつ持続可能な社会にしていくためには、リサイクルや「もったいない」という考えを持って、再使用していく考え方を市民に浸透させていくことが重要であると考えます。

【委員】

処理手数料は、当初の負担率である生活系ごみ 20%、事業系ごみ 30%、産業廃棄物 40% から乖離してきているごみに関して、当初の負担率を目指して見直しを行わないといけないと思います。また、人口も減少していくので、最低でも当初を下回らないようにしていただき、またすぐに改定にならないように手数料の改定案を出していただきたいと思います。消費税が増税したから手数料を改定するのではなく、全体の負担割合を目指したところに合わせていくこと、また、将来の流れを見据えた設定をしていただきたいと思います。

【委員】

陶磁器関係について地場産業ということで不燃物最終処分場に受け入れていますが、建築関係は民間の業者に処理をお願いしているのが現状です。陶磁器関係だけが優遇されているのはいかがでしょうかと思います。

【委員】

市民感覚で言えば料金は下がった方がいいと思いますが、個人負担について平成 19 年度に約 2 割が望ましいという中、現在 19%程度であるため今のままでいいと思いますが、市の税収とかを考えると、2 割というのはその都度考えていく必要がありますし、手数料を上げていくことも審議してもいいと思います。単純に消費税率が上がったときに、消費税率分を上げることは市民に理解を得られるのではないかと思います。また、市全体の財政状況を見ながら市から提案していただくのがいいと思います。

【委員】

消費税増税分の値上げはしかたないかと思います。基本割合については、当初の割合が妥当であるということであれば、それに合わせて見直すことが必要と思います。また、不燃物最終処分場を少しでも延命するのであれば、産業廃棄物の不燃ごみは値上げするべきだと思います。

【事務局】

消費税増税に関しては、それ単体で考えることなく総額の歳入歳出のバランスの中で考えていただきたいとの意見でした。また、産業廃棄物に関する告示内容について見直した方がいいのではないかと意見をいただきました。その中で人口減少に伴う行政負担の増加に対する考え方、行政負担の増加部分に対してどのように反映させるか考えるべきとの意見もいただきました。今後、そのような部分も見逃せないため行政負担分について、もう少しご意見をいただきたいと思います。

【会長】

ごみの処理経費の中で行政がどれほど負担をすればいいのか、意見をいただきたいと思っています。

【委員】

今のごみ袋の原価がいくらわかりませんが、今後の物価上昇を考えればごみ袋本体の値段も上がっていくと思います。そうすると、その分は上げざるを得ないかと思っています。消費税は現在 10%ですが、5年後や 10 年後も 10%なのか、それとも上げていくのか、それも踏まえて今後考えていかなければいけないと思います。

【委員】

消費税の増税などや行政負担が増加などを踏まえて手数料を見直すことは必要であるが、廃プラスチックの問題やごみの減量を考える中で委員の皆様も含めて、ごみを減らしたり、分別をしっかりと行っていくことが必要であると思います。

【委員】

行政負担が大きくなって大変だということはわかりますが、この資料には具体的な数字がないため答えは出ないかと思っています。そのため、生活系ごみの負担率を基に具体的な金額が算定する、可燃ごみ袋の料金を上げたら手数料がどれだけ増えて行政負担がどれだけ軽くなるなど具体的に事務局から示していただき、委員はそれを基に審議した方がいいかと思っています。

【事務局】

今回の審議会は、その具体的な数字を上げさせていただくために、消費税についてどう考えたらいいか、行政負担の問題も含めてご意見をいただいているところです。この委員の皆様の意見を基にシミュレーションしたうえで具体的な数字の資料を作成し、次回の審議会で提示する予定です。

また、産業廃棄物の不燃ごみについては、地場産業が関連する重要な問題であるため、他の東濃 4 市の陶磁器くずの取扱い等について調査しました。多治見市と恵那市は、産業廃棄物の受け入れは一切しないということで、告示はされておられません。中津川市は、産業廃棄物の可燃ごみに関しては持ち込みを許可しているが、不燃ごみは許可していません。土岐市は、可燃ごみも不燃ごみも受け入れはしておりますが、そのうち 8 割 9 割が陶磁器くずや陶土くずであるというような状況であり、本市と似たような状況であるとのこと。

【会長】

産業廃棄物は、本市では全体的に安価ですが、民間ではどのくらいの料金ですか。

【委員】

コンクリートや瓦礫に関しては一番安いもので本市の手数料くらいで処理しているところもあります。瓦礫関係は路盤台や原料としてリサイクルできるため、加工賃のみをいただくだけで処理できると思います。ガラスや金属関係、癒着してしまったものなどは最終処分場に埋め立てをするため高くなり、トン当たり 5～10 万円の処分費はかかり、キロ 100 円となります。

【事務局】

県外の産業廃棄物処理施設の各事業所の受入料金を見ると、トン当たり 1 万 3 千円から 2 万円となっており、それはあくまで持ち込んだ場合であって、運搬料など入れると 3 倍くらいはかかってしまうとのこと。本市が負担率約 4 割であるのは、不燃ごみの埋立経費として算定すると現在の手数料となるため、民間の処理経費はその倍程度になります。産業廃棄物の処理単価としてはあくまで一般廃棄物の処理施設であるため、単価的にはもともと安く設定されています。

【会長】

産業廃棄物の手数料を高くすれば、生活系ごみは安くしてもいいのではないかと思います。事業系のごみは事業者の儲けの副産物であるため、それに見合う手数料を設定してもよいと思います。また、全国的にはわかりませんが、恵那市や多治見市は産業廃棄物を受けていないため、生活をしている市民より、事業者に儲けてもらって必要経費としてみてもらうようにできればよいのではないかと思います。

【事務局】

事務局より、委員の皆様伺いたいことがあります。6 ページの資料を見ていただきますと、可燃のごみ袋の中サイズを作っていないのが現在本市だけとなっています。ライフスタイルが多様化している中で、中サイズを作らずに大サイズ 46 リットルの下が小サイズ 16 リットルとなるのはあまりよくないのかと思いますので、本市としては、適正なごみとして出していただくために中サイズの作成を考えております。また、その単価の設定については、大サイズをメインに考えていきますが、1 リットル当たりの手数料を算出して、袋の大きさが小さくなっていくにしたがって割り増しを取らせていただくこととなります。理由については、小サイズ 1 個処理しても大サイズ 1 個処理しても経費は変わりませんので、大サイズの単価よりも中サイズ、中サイズよりも小サイズのほうが、若干単価が上がるといような形となります。なお、不燃ごみの中サイズに関しては現在考えておりません。

最後になりますが、現在、新型コロナウイルスの影響が市民生活にも及んできております。委員の皆様にも大変ご不便をおかけしていますが、手数料の改定時期を来年の令和 3 年 4 月 1 日を目途としており、そのスケジュールに合わせて 9 月議会への上程を考えております。今後の新型コロナウイルスの影響次第ですが、改定の導入時期を来年の 4 月で進めていくことに対してご意見があればいただきたいと思います。

【委員】

来年 4 月となるとあと 1 年を切っていますが、改定時期としてはそれでよいのかと思います。新型コロナウイルスの影響を考慮して、改定時期を延ばすとその間行政の負担が大きくなるだけであるため、時期的には来年の 4 月が良いと思います。

【委員】

手数料を仮に上げるとしたら、4 月 1 日が良いと思います。ただし、新型コロナウイルスの影響は皆様受けており、まだ収束も全く見えていない状況の中で手数料を上げるのは市民の理解を得られないところがあると思います。

【会長】

その他、産業廃棄物の種類の見直しについては良かったですか。

【事務局】

委員の皆様から意見を伺う中で、産業廃棄物の不燃ごみに対する料金を上げることにより持込量が減って不燃物最終処理場の残余年数が増えることが負担率約 4 割では難しいとの意見をいただきました。この告示を外すという考え方もありますが、急に無くすのは困難であると思います。告示から陶土くずや陶磁器くずを外せば、受け入れをしなくて済みますが、本市が今まで地場産業を保護してきた中で、産業廃棄物の手数を上げることで進めるのが良いと考えています。

また、医療廃棄物については、実際ほとんど持ち込まれていないため見直したらどうかと考えています。告示から外すことを考えていますが、委員の皆様にご意見をいただきたいです。

【委員】

医療業界では、医療廃棄物は民間の業者に出していますので、市の処理場へ持ち込まれる医療廃棄物はないと思います。

また、建築関係は民間で処理しているが、陶磁器関係は優遇されて市の処分場で受け入れられていることはどうかという意見もありますので、告示する産業廃棄物を無しにしていくのも 1 つの方法だと思います。

【事務局】

最後に、し尿処理手数料と浄化槽汚泥処理手数料について事務局より説明させていただきます。

【事務局】

「一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料の見直しについて」（し尿処理と浄化槽汚泥関係）の説明

【会長】

今の事務局の説明について、意見はありますか。

【委員】

意見無し

【会長】

それでは時間になりましたので終わらせてもらいます。次回の審議会は、事務局から手数料の改定案を提示していただき、それについて委員の皆様より意見を出していただき、その後答申していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今日はお疲れ様でした。

以上を持ちまして、進行を事務局のほうへお返しします。

【事務局】

ありがとうございました。

その他にご意見があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（委員 質問等無し）

【事務局】

それでは次回の開催日程ですが、5月28日の木曜日、午後1時30分からの開催を予定しており、会場は西分庁舎1階会議室としておりますが、新型コロナウイルスが終息する様子が見られないため、会場については設定次第ご連絡させていただきたいと思っております。

廃棄物処理手数料は、十数年ぶりの大きな改定でございますので、1人でも多くの委員さんからご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、令和2年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

◆閉会 午後2時30分